

会議名	令和7年度 第1回 愛荘町入札監視委員会
開催日時	令和7年(2025年)10月9日(木) 午前10時00分から11時30分まで
開催場所	愛荘町役場 3階 第2委員会室
出席者	【委員】2名 生駒英司委員長、池野泰弘委員 【事務局】4名 生駒総務政策監、久保川室長、外川経営戦略課参事、 西川経営戦略課係長
欠席者	横山幸司副委員長
公開・非公開の別	公開
議題	<p>報告 愛荘町入札契約概要について</p> <p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和7年度入札結果（上半期分）について ② 令和7年度工事第1号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘等長寿命化改修工事（建築） ③ 令和7年度繰越工事第5号 町道愛知川栗田線道路改良工事（第2期工事） ④ 令和7年度繰越委託第1号 愛知川東小学校校舎棟長寿命化改良工事監理委託業務 ⑤ 令和7年度繰越委託第2号 町道橋梁修繕設計委託業務（新川久保橋他） ⑥ 令和7年度物品第4号 愛荘町地域防災計画修正業務 ⑦ 令和7年度物品第11号 愛荘町避難所環境改善事業 <p>【質疑】</p> <p>報告 愛荘町入札契約概要について (資料3ページから19ページを説明) (委員) 3ページですが、愛荘町は一般競争入札が原則であると思いますが、条件付きの条件とは何でしたか。 (事務局)</p>

	<p>条件につきましては、会社の点数において何点から何点までの業者が参加できるなど、予定価格に応じて業者が参加できる条件を付しているものでございます。</p> <p>(委員)</p> <p>落札保留期間中の積算に関する疑義申立は今のところ無いということですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>今のところ、ございません。</p> <p>議題</p> <p>① 令和7年度入札結果（上半期分）について (資料20ページから22ページを説明)</p> <p>(委員)</p> <p>この21ページの委託業務の入札結果一覧表ですが、委託業務だと落札率が工事に比べて低くなっていますが、例年、このような結果ですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>委託業務についても最低制限価格の考え方を公表させていただいております。委託業務についても国や県の方式を参考に町独自の設定を行っており、近年では改定をしていない状況でございます。</p> <p>(委員)</p> <p>他は改訂されていますか。</p> <p>(事務局)</p> <p>工事につきましては昨年度改訂させていただいております。</p> <p>(委員)</p> <p>20ページの工事一覧の中で、指名競争入札案件が2件あります が、なぜ指名で行いましたか。</p> <p>(事務局)</p> <p>工事第6号につきましては、電気設備での発注となり予定価格が420万円ですので、7ページの工事発注方式の電気設備工事にあります500万未満の発注方式を採用し、指名競争入札で実施したところでございます。</p> <p>工事第10号につきましては、本来でありますと、舗装工事の発注であり一般競争入札の1500万未満という発注方式で実施する</p>
--	---

	<p>ところになりますが、この案件においては単価契約ということです。緊急的な工事を発注する場合がございますので、町内事業者に緊急対応をしていただくことがありますので、町内・準町内業者の指名競争で入札を実施したところでございます。</p> <p>(委員)</p> <p>土木と舗装は分かれていませんのですか。県ではそれぞれ単価契約を行っています。</p> <p>(事務局)</p> <p>愛荘町は土木と舗装を分けていない契約としております。</p> <p>② 令和7年度工事第1号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘等長寿命化改修工事（建築） (資料23ページから29ページを説明) 特になし</p> <p>③ 令和7年度繰越工事第5号 町道愛知川栗田線道路改良工事（第2期工事） (資料30ページから36ページを説明) (委員) 最低制限価格の算出は決められた計算で行っていることですね。 (事務局) そうです。公表している最低制限基準額の考え方で算出していますが、開札時には、電子入札のシステムを介し、0.995から1.005の間で、最低制限基準額に掛けられ最低制限価格が決められるものでございます。この工事において最低制限価格未満の者が多くいますが、変動する率によって最低制限価格未満が多くなる可能性も高くなることになります。 (委員) 職員の方が最低制限価格を決めるのですか。 (事務局) 最低制限基準額は公表した計算に基づいて算出しております。 最低制限基準額に変動率がかかり決定するものであり、変動率は開札してみないとわからないことになります。 (委員) この案件については応札業者と町の予定価格に開きがあったということですか。</p>
--	---

	<p>(事務局) 先ほどもご説明させていただきましたように、最低制限基準額の考え方を公表しておりますので、特に土木工事について事業者さんは、同額とまでは言いませんけれども、近いところに積算ができると思っています。そこから業者さんは今の愛荘町の変動率の動向を見て上に上げるか下に下げるか考えて応札されます。その結果、下限に近い額で応札されると最低制限価格未満が多くなり、今回のような形で業者さんが軒並み最低制限価格未満というような状況になっています。</p> <p>④ 令和7年度繰越委託第1号 愛知川東小学校校舎棟長寿命化改良工事監理委託業務 (資料37ページから43ページを説明) (委員) この案件は設計をされた業者さんが落札されたのですか。 (事務局) 違います。設計業務は、3番の大村建築設計事務所であったと記憶しています。 (委員) この案件の業務は監理業務だけですか。 (事務局) その通りです。</p> <p>⑤ 令和7年度繰越委託第2号 町道橋梁修繕設計委託業務（新川久保橋他） (資料44ページから50ページを説明) (委員) この業務は参加が多いですが、何か要因があるのですか。 (事務局) 私の知っている案件の中で、過去最大の46社となりました。特に入札公告において緩和したことではなく、通常の公告において実施したところですが、予定価格に応じて地域しぶりの中で県内としたことにより多くなったと思われます。 設計額により、参加できる事業者の地域要件を公告の中で行っているところです。 (委員)</p>
--	--

橋梁の修繕設計については毎年行われる業務だと思いますが、計画的に実施されているのですか。

(事務局)

今後も橋梁工事は発注されると思いますので、それに伴う委託業務も同じように順序立て発注されることになると思います。また、他の市町も橋梁業務は沢山あると思います。

(委員)

応札された方の金額は1400万円台が多く、また、最低制限価格未満も何社かおられたのですね。

(事務局)

10社あったところです。

⑥ 令和7年度物品第4号

愛荘町地域防災計画修正業務

(資料51ページから53ページを説明)

(委員)

この案件の有効な応札は国際航業だけということですね。辞退とか予定価格超過以外は。

(事務局)

そうです。国際航業のみ予定価格の範囲内であり、それ以外は辞退と予定価格超過です。

(委員)

この防災計画ですが、当初計画はどこで作成されましたか。

(事務局)

国際航業であったと思います。

(委員)

おそらく、当初計画の修正であるため、業務内容や情報は収集されているため、安価に応札できたということと考えられますね。

(事務局)

当初計画を作成しているのであれば、考えられます。

(委員)

この案件の防災計画修正業務の中身はどのようなものですか。

(事務局)

こちらは、町の防災計画を策定しており、5年ないし10年が経過するため見直しをする必要があり、その改定のために業者さんへ委託して修正にかかる補助をしてもらう業務でございます。

	<p>(委員) 要するに、改定にあたってのプランニングしてもらうことですか。</p> <p>(事務局) 町が計画の修正をするにあたり、コンサルのノウハウを活用して、愛荘町に合った計画とするためのアドバイザー等、補助をしてもらうことになります。</p> <p>⑦ 令和7年度物品第11号 愛荘町避難所環境改善事業 (資料54ページから56ページを説明)</p> <p>(委員) 応札された奥山防災と奥山ポンプ商会は関係のある会社ですか。</p> <p>(事務局) 関係はございます。会社は違いますが、社長が一緒です。入札参加申請も別会社として申請されておられます。</p> <p>(委員) そうすると別会社として登記もされ、1社ずつの登録を受けざるを得ないところがあるのですね。両社とも同業種なので入札に参加されるのですね。</p> <p>(事務局) そのとおりでございます。</p> <p>(委員) この案件は指名競争入札でしたか。</p> <p>(事務局) 指名競争入札で実施しました。</p>
委員会意見の内容	(審議結果) 全て適正に処理されており、特になしとする。
その他	●令和5年度工事第25号町道中仙道線歩道整備工事および令和5年度 工事第34号町道中仙道線歩道整備工事に関する事務処理について (資料58ページから59ページを説明)

	<p>令和5年度の入札監視委員会において本件の説明をしました。当時の説明は、あくまでも憶測ではありますが応札者が最低制限価格すれすれを狙った結果、最低制限価格を割り込んだものと考えており、設計に問題はなかったと説明しております。その後、事業者からの問い合わせにより確認したところ、説明した内容に誤りがあったため、改めて、報告させていただくもの。</p> <p>【内容】</p> <p>本件が不調となった原因につきましては当時、町の設計積算において、原則通常の単価を入れるところ使用数量が少量であったため、少量での取引単価を積算に入れ算出しました。これにより、通常単価より高い単価を使用しているため、予定価格および最低制限価格も高くなる現象となり、応札された事業者が最低制限価格未満になったというふうに考えられます。</p> <p>入札を実施する際に添付しております、金抜き設計書には、積算条件を明示しておりますが、当時の物価版などのページをお示ししていたものの、高い単価を使用しているところまでは記載ができませんでした。</p> <p>町といたしまして積算条件をもう少し詳細に記載しておけばよかったですと反省しているところですが、積算の誤りではないと判断をしており、問題はないものと認識をしております。</p> <p>なお本件入札期間中に、この案件の質問等はありませんでした。</p> <p>ただし、今後の対応として、金抜き設計書への明示について、詳細がわかりやすくなるように記載するなど、改善を図っていきます。</p> <p>(委員)</p> <p>過去の案件であるため、判断はしかねますが、町としての考え方を認識しました。また、事業者からの質疑は無かったけれども、今後の対応について、わかりやすい仕様書で入札されるよう対応ください。</p>
--	--